

健康診査等の事後措置等の実施状況

健康診査等に伴う情報提供

■: 法律により義務化されている □: 法律や通知により努力義務とされている

		特定健診 (高齢者の医療の確保に関する法律)	実施状況の把握	乳幼児健診 (母子保健法)	実施状況の把握	学校健診 (学校保健安全法)	実施状況の把握	一般健康診断 (労働安全衛生法)	実施状況の把握	がん検診 (参考: 健康増進法)	実施状況の把握
情報提供	健診・検診前	□健診の意義、食事の摂取等について健診実施前に通知		■市町村は、必要に応じ、健康診査を受けることを勧奨しなければならない	×	■学校保健安全法施行規則第十一条により、健康診断を行うに当たって、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行う	×	■労働安全衛生法第一百一条により、事業者は、健康診断の実施・受診義務について、労働者に周知しなければならない。 ■また、労働安全衛生法第六十六条により、事業者には健康診断の実施義務が課されているところであり、当然にその通知がなされるものと想定される。	×	なし	
	健診・検診時	規定なし		■乳児又は幼児の保護者は、健診又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない	×	規定なし		規定なし	×	なし	
	健診・検診後	■加入者に対し、健診結果を通知しなければならない ■加入者の健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない	×	□受診者等に対し、健診の結果を口頭で伝え、又は通知する	×	■幼児、児童又は生徒は、当該幼児、児童又は生徒及びその保護者に結果を通知する ■学生は、当該学生に結果を通知する	×	■労働安全衛生規則第五十一条の四により、事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、結果を通知しなければならない。	×	□検診の結果は、受診者に速やかに通知する	×

健康診査等に伴う保健指導

■: 法律により義務化されている □: 法律や通知により努力義務とされている

		特定健診 (高齢者の医療の確保に 関する法律)	実施 状況 の 把握	乳幼児健診 (母子保健法)	実施 状況 の 把握	学校健診 (学校保健安全法)	実施 状況 の 把握	一般健康診断 (労働安全衛生法)	実施 状況 の 把握	がん検診 (参考:健康増進法)	実施 状況 の 把握
保健指導	健診・検診時	規定なし		□必要に応じ適切な指導を行う	×	規定なし		規定なし	×	/	
	基準の有無		/	無	/		/		/		
	健診・検診後	■動機付け支援により特定保健指導を行うものとする ■積極的支援により特定保健指導を行うものとする □その他の保健指導を行うよう努める	○	□必要に応じた適切な指導を行う □経過観察等が必要とされた者に対しては、適切な事後指導を行う □引き続き指導の必要がある場合は、市町村保健センター等において事後指導を受けるよう勧奨するとともに、必要に応じ訪問指導等を行う。	×	■疾病の予防処置を行う ■発育、健康状態等に応じて適切な保健指導を行う	×	□労働安全衛生法第六十六条の七により、事業者は、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行う(保健指導の内容としては、日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診勧奨、医療機関での治療を受けることの勧奨等がある。)。	○		
基準の有無	有	/	無	/	無 (医師の判断)	/	無 (医師等の判断)	/			

健康診査等に伴う受療勧奨、その他の事後措置

■: 法律により義務化されている □: 法律や通知により努力義務とされている

		特定健診 (高齢者の医療の確保に関する法律)	実施状況の把握	乳幼児健診 (母子保健法)	実施状況の把握	学校健診 (学校保健安全法)	実施状況の把握	一般健康診断 (労働安全衛生法)	実施状況の把握	がん検診 (参考: 健康増進法)	実施状況の把握
受療勧奨	健診・検診後	規定なし ※健康診査等指針と調和を図ることとされている		□精密健康診査、処置又は医療等が必要とされた者に対しては、適切な事後指導を行う	×	■必要な医療を受けるよう指示する ----- ■必要な検査、予防接種等を受けるよう指示する	×	□「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、事業者は、二次健康診断、再検査、精密検査の受診勧奨を行う。	○	□要精検と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する	
	基準の有無			無 (医師の判断)		無 (医師の判断)		無 (医師の判断)		有 (指針等による)	
	勧奨後の受療の確認	規定なし		規定なし		規定なし		□「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、事業者は、二次健診を受診した労働者に対して、その結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。	×	規定なし	
	主治医との連携	規定なし		□かかりつけ医との緊密な連携のもとに、本人の健康状態に応じた的確な対応を図れるよう留意する	×	規定なし		□「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づき、事業場関係者、主治医等が、適切な情報管理体制を整備した元で、必要に応じて連携することで、より適切な両立支援の実現が可能となる。	×	規定なし	
その他 ※						■必要な期間学校において学習しないよう指導 ■学習又は運動・作業の軽減、停止、変更	×	■労働安全衛生法第六十六条の五に基づき、事業者は、健康診断の結果に基づき行われる医師の意見具申を勘案し、当該労働者の作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければならない。	○		

※各制度の目的に応じて行う事後措置

事後措置等に関連する法令・通知

		特定健診 (高齢者の医療の確保に 関する法律)	乳幼児健診 (母子保健法)	学校健診 (学校保健安全法)	一般健康診断 (労働安全衛生法)	がん検診 (参考:健康増進法)
情報提供	健診・検診前	厚生労働省健康局長・保健局長 通知「特定健康診査及び特定保 健指導の実施について」	母子保健法 厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知「乳幼児に対する健康 診査の実施について」乳幼児健 康診査実施要綱	学校保健安全法 学校保健安全法施行規則	労働安全衛生法	規定なし
	健診・検診時	規定なし	母子保健法 厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知「乳幼児に対する健康 診査の実施について」乳幼児健 康診査実施要綱	規定なし	規定なし	規定なし
	健診・検診後	高齢者の医療の確保に関する法 律 特定健康診査及び特定保健指導 の実施に関する基準	厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知「乳幼児に対する健康 診査の実施について」乳幼児健 康診査実施要綱	学校保健安全法 学校保健安全法施行規則	労働安全衛生法 労働安全衛生規則	厚生労働省健康局長通知「がん 予防重点健康教育及びがん検診 実施のための指針について」がん 予防重点健康教育及びがん検診 実施のための指針
保健指導	健診・検診時	規定なし	厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知「乳幼児に対する健康 診査の実施について」乳幼児健 康診査実施要綱	規定なし	規定なし	規定なし
	健診・検診後	高齢者の医療の確保に関する法 律 特定健康診査及び特定保健指導 の実施に関する基準	厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知「乳幼児に対する健康 診査の実施について」乳幼児健 康診査実施要綱	学校保健安全法 学校保健安全法施行規則	労働安全衛生法	規定なし
受療勧奨	健診・検診後	規定なし	厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知「乳幼児に対する健康 診査の実施について」乳幼児健 康診査実施要綱	学校保健安全法 学校保健安全法施行規則	健康診断結果に基づき事業者が 講ずべき措置に関する指針	厚生労働省健康局長通知「がん 予防重点健康教育及びがん検診 実施のための指針について」がん 予防重点健康教育及びがん検診 実施のための指針
	勧奨後の 受療の確認	規定なし	規定なし	規定なし	健康診断結果に基づき事業者が 講ずべき措置に関する指針	規定なし
	受診にあたっての 主治医との連携	規定なし	厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知「乳幼児に対する健康 診査の実施について」乳幼児健 康診査実施要綱	規定なし	事業場における治療と職業生活 の両立支援のためのガイドライン	規定なし